

市が実施する『福祉医療』

窓口負担を軽減

市が実施している福祉医療費助成事業には、重度心身障害者医療、精神障害者医療、ひとり親家庭等医療、こども医療があります。

これらの受給者証を医療機関で提示することで、医療費の一部を市が助成して、窓口負担を軽減します。

市が実施している福祉医療制度

| 助成制度 | 対 象 | 窓口負担 | 申請・問い合わせ先 |
|-----------|---|--------------------------|---|
| 重度心身障害者医療 | 身体障害者手帳1級～3級または療育手帳④、A、⑤を持っている人 | 医療機関ごとに1日あたり200円まで | ▷福祉課 (☎44-9149) ▷上下支所市民生活係 (☎62-2114) |
| 精神障害者医療 | 精神障害者保健福祉手帳1級所持者（自立支援医療受給者証【精神通院】所持者に限る） | 医療機関ごとに1日あたり200円まで（通院のみ） | ▷健康推進課 (☎47-1310) ▷上下支所地域共生係 (☎62-2231) |
| ひとり親家庭等医療 | ▷18歳（18歳に到達した年度末）までの子どもを養育している、ひとり親家庭の父または母（1年以上行方不明または拘禁、一定の障害がある場合を含む）とその子ども ▷父母のいない18歳（18歳に到達した年度末）までの子ども | 医療機関ごとに1日あたり500円まで | ▷子育て応援課 (☎44-9147) ▷上下支所市民生活係 (☎62-2114) |
| こども医療 | 0歳から18歳（18歳に到達した年度末）までの子ども | 医療機関ごとに1日あたり500円まで | |

※保険適用外のものとは自己負担となります。医療機関ごとの受診が通院で月4日、入院で月14日を越えると、それ以降は食費・容器代などを除いた窓口負担が無料となります。

◎福祉医療の受給者証は毎年更新します
重度心身障害者医療、精神障害者医療、ひとり親家庭等医療の受給者資格を8月に更新します。引き続き受給資格がある人には、新しい受給者証を郵送しました。更新手続きは原則不要です。
ただし、加入している健康保険など変更があった場合には、必ず届け出を提出してください。
新たに福祉医療の対象になる人は、申請手続きが必要です。ただし、所得などによる制限があります。詳しくは、市のHPなどで確認してください。

令和6年10月分から 児童手当の制度内容が変わります

令和6年10月1日から児童手当の制度が改正されます。制度改正の内容は以下のとおりです。

- ▷所得制限の撤廃
- ▷支給対象児童の高校生年代までの延長
- ▷第3子以降の支給額の増加、
第3子以降のカウント方法の変更
- ▷支給回数が年3回から年6回（偶数月）へ変更

◎申請について

制度改正の影響を受ける人のうち、申請が必要と思われる人には、案内をお送りします。

詳しくは市のHPなどで確認してください。

※申請者が公務員である場合は、勤務先へ問い合わせてください。

☎子育て応援課（☎44-9147）

『介護保険負担割合証』 を更新しました

要介護認定または要支援認定を受けている人には、新しい介護保険負担割合証を郵送しています。

介護保険負担割合証は、介護保険サービスを受けるときの自己負担割合の証明になります。

◎保管・利用

介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護保険サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。

☎介護保険課（☎40-0222）